資産要件

許可・更新申請事業主の財産的基礎の要件（資産要件）は、以下のとおりです。

1　資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額（「基準資産額」）が2,000万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う（ことを予定する）事業所の数を乗じた額以上であること。（※1）

・「繰延資産」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第７４条第３項第５号に規定する繰延資産をいい、「営業権」とは、無形固定資産の一つである会社計算規則第２編　第２章第２節の「のれん」をいいます。

2　１の基準資産額が、負債の総額の７分の１以上であること。（※2）

3　事業資金として自己名義の現金・預金の額が1,500万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う（ことを予定する）事業所の数を乗じた額以上であること。（※3）

貸借対照表の例（２事業所の要件を判断する場合）

資産の部		負債の部	
現金・預金	35,570,000		
		負債合計	39,000,000
営業権	1,000,000	純資産の部	
繰延資産	500,000	純資産合計	49,000,000
資産合計	88,000,000	負債・純資産合計	88,000,000

・基準資産額：88,000,000 - 1,000,000 - 500,000 - 39,000,000 ＝ **47,500,000**

≧ 20,000,000×２（※1）

≧ 39,000,000÷７≒5,571,428（※2）

・現金・預金額（事業資金）：**35,570,000**　≧ 15,000,000円×２（※3）

≪留意事項≫

○ 直近の決算書で資産要件を確認できない場合、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算又は月次決算による審査方法があります。また、更新申請においては、上記監査証明に加え、公認会計士又は監査法人による「合意された手続業務」を実施した中間決算又は月次決算による審査方法があります。詳しくは、労働局の窓口におたずねください。

○ 現金・預金額は、貸借対照表上で判断します。キャッシュ・マネジメント・サービス（ＣＭＳ）を活用している企業等で、貸借対照表上に「預け金」や「短期貸付金」として計上された金額は、資産要件上の現金・預金額とは判断されませんのでご注意ください。

小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置（更新申請に限る）

小規模事業主であって、前述の資産要件を満たさない者に係る財産的基礎に関する判断については、以下の配慮措置が設けられています。

ただし、① **改正法、附則第6条第1項の規定により引き続き行うことができることとされ、平成27年9月30日以降、暫定的な配慮措置により許可を受けて労働者派遣事業を行っている者**、及び② **①以外の者で平成27年9月30日から平成28年9月29日までの間に、暫定的な配慮措置により新規許可又は許可の更新を受けて労働者派遣事業を行っている者**からの申請に限られます。

1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主の財産的基礎

期間：当分の間

基準資産額：1,000万円以上かつ負債総額7分の1以上

現金・預金額：800万円以上

※その他の取扱は、通常の資産要件（前ページ）と同じです。

○ 事業所数には、派遣事業所だけでなく、他の業務を営む事業所、雇用保険事業所非該当施設を含みます。

なお、許可有効期間中に派遣事業所を新設する場合は、既に許可を受けた事業所を含むすべての事業所に関して、通常の資産要件にて判断します。

○ 常時雇用している派遣労働者の人数については、過去1年間の月末における派遣労働者（日雇派遣労働者を含む。）の平均人数で判断します（常用換算数ではありません）。

○ 常時雇用する派遣労働者がいない事業主については、事業計画における予定者数で判断します。

○ 小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置により、許可基準のうち緩和された資産要件にて申請する場合は、以下の書類を提出する必要があります。

・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第７条第１項第４号の財産的基礎に関する要件についての誓約書（様式第16号）

・労働者派遣事業許可申請の当分の間の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について（様式第17号）

≪暫定措置の留意事項≫ ⚠

【更新時にのみ適用あり】※新規許可には適用されません

○ 前回1,000万（当分配慮措置）で更新 → 更新時1,000万

前回1000万で更新した場合、今回も暫定措置の要件に該当する場合は1000万で更新が可能です。ただし、今回の資産が2000万の要件を満たしている場合は、通常の要件が適用されます。以降1000万円の対象先とはなりません。

× 前回2,000万（本来資産基準）で更新 → 更新時1,000万

前回2000万で更新した場合、今後は2000万の要件が適用されます。